

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(借入れの申込)</p> <p>第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第3号様式。以下「借入申込書」という。)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保証人となるべき者に関する事項</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(借入れの申込)</p> <p>第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第3号様式。以下「借入申込書」という。)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>～略～</p> <p>(借用書の提出)</p> <p><u>第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(第6号様式。以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて、町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>～略～</p> <p>(借用書の提出)</p> <p><u>第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(第6号様式。以下「借用書」という。)(保証人を立てる場合は保証人の連署した借用書)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて、町長に提出しなければならない。</u></p>
<p>～略～</p> <p><u>第3号様式(第6条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p><u>第4号様式(第8条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>第5号様式 (略)</p> <p><u>第6号様式(第9条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>第7号様式 (第12条関係) (別添のとおり)</p> <p><u>第8号様式(第13条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p><u>第3号様式(第6条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p><u>第4号様式(第8条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>第5号様式 (略)</p> <p><u>第6号様式(第9条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>第7号様式 (第12条関係) (別添のとおり)</p> <p><u>第8号様式(第13条関係)</u> (別添のとおり)</p> <p>～略～</p>

第11号様式(第14条関係)

(別添のとおり)

～略～

第14号様式(第15条関係)

(別添のとおり)

第15号様式(第15条関係)

(別添のとおり)

第16号様式(第15条関係)

(別添のとおり)

第17号様式(第17条関係)

(別添のとおり)

第11号様式(第14条関係)

(別添のとおり)

～略～

第14号様式(第15条関係)

(別添のとおり)

第15号様式(第15条関係)

(別添のとおり)

第16号様式(第15条関係)

(別添のとおり)

第17号様式(第17条関係)

(別添のとおり)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第6条及び第9条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(現行)

第3号様式(第6条関係)
(表)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		年 賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ			男・女		年 月 日生(歳)		
	氏名							
	フリガナ			郵便番号		電話番号		
	現住所	(方)		〒		局 番		
	本籍			勤務先の名称と所在地				
	職業							
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健康	否	職業	収入(月収)
収入合計		円		支出合計		円		
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居			
	建物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	生活保護		年 月 日より受給(生住教医)			
	負債	(内容)		(金額) 円				
連帯保証人(保証人が書いて下さい)	氏名			男・女		年 月 日生(歳)		
	現住所			本籍地				
	職業	月収	円	申込者との関係		家族数	人	
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	名称				
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	勤務先所在地		電話 局 番		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(状況) (有・無)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)				
資金の使途	資金の使い方 総額		円		資金の内訳 合計		円	
	に		円		災害援護資金で		円	
	に		円		手持資金で		円	
	に		円		に		円	
	に		円		その他()で		円	

(改正案)

第3号様式(第6条関係)
(表)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		年 賦 ・ 半年 賦 ・ 月 賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ			男・女		年 月 日生(歳)		
	氏名							
	フリガナ			郵便番号		電話番号		
	現住所	(方)		〒		局 番		
	本籍			勤務先の名称と所在地				
	職業							
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健康	否	職業	収入(月収)
収入合計		円		支出合計		円		
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居			
	建物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	生活保護		年 月 日より受給(生住教医)			
	負債	(内容)		(金額) 円				
連帯保証人(保証人が書いて下さい)	氏名			男・女		年 月 日生(歳)		
	現住所			本籍地				
	職業	月収	円	申込者との関係		家族数	人	
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	名称				
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	勤務先所在地		電話 局 番		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況				(状況) (有・無)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障がい者となった事実の有無				(有・無)				
資金の使途	資金の使い方 総額		円		資金の内訳 合計		円	
	に		円		災害援護資金で		円	
	に		円		手持資金で		円	
	に		円		に		円	
	に		円		その他()で		円	

被災時の具体的状況		負傷		全治		か月	
		(1) 全壊		(2) 半壊			
住居の被害							
被害状況	家財	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)			
	洋服だんす						
	鏡	台		障子			
	腰掛機			ふすま			
	本箱・本だな						
	食器・戸だな			小計			
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
	げた箱						
	財	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
	じゆうたん						
	扇風機						
	石油ストーブ						
	電気やぐらこたつ						
	電気冷蔵庫						
	電気・ガス炊飯器						
	電気洗たく機						
	電気掃じ機						
	ミシン						
電気アイロン							
自転車							
テレビ							
ラジオ							
柱時計							
目覚し時計				小計			
紳士用腕時計				合計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。 年 月 日 借入申込者 ㊤							
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人 ㊤							
寒川町長様							

被災時の具体的状況		負傷		全治		か月	
		(1) 全壊		(2) 半壊			
住居の被害							
被害状況	家財	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす			婦人用腕時計		
	整理だんす			畳(畳中で畳が被害)			
	洋服だんす						
	鏡	台		障子			
	腰掛機			ふすま			
	本箱・本だな						
	食器・戸だな			小計			
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
	げた箱						
	財	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
	じゆうたん						
	扇風機						
	石油ストーブ						
	電気やぐらこたつ						
	電気冷蔵庫						
	電気・ガス炊飯器						
	電気洗たく機						
	電気掃じ機						
	ミシン						
電気アイロン							
自転車							
テレビ							
ラジオ							
柱時計							
目覚し時計				小計			
紳士用腕時計				合計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。 年 月 日 借入申込者 ㊤							
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人 ㊤							
(宛先)寒川町長							

(現 行)

第 4 号様式(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 閣

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦
利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(改正案)

第 4 号様式(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 閣

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年 賦 ・ 半年賦 ・ 月 賦
利 子 零・年1パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたの印鑑証明書一通、保証人を立てた場合はあなたと保証人の印鑑証明書各一通

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(現 行)

第6号様式(第9条関係)

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借入金額 円

利 子 年3パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年 賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

㊟

住 所

保証人氏名

㊟

(改正案)

第6号様式(第9条関係)

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借入金額 円

利 子 零・年1パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年 賦 ・ 半年賦 ・ 月 賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

㊟

住 所

保証人氏名

㊟

(現 行)

第7号様式(第12条関係)

繰 上 償 還 申 出 書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名 ㊤

寒川町長様

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
" 金額

(改正案)

第7号様式(第12条関係)

繰 上 償 還 申 出 書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名 ㊤

(宛先)寒川町長

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
" 金額

(現 行)

第8号様式(第13条関係)

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ㊟
連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟

寒川町長様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3 年 2 5 年	希望猶予	か月 ただし 年月日 回償還以降
	償還方法	年 賦	期 間 等	第 回償還以降
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

(改正案)

第8号様式(第13条関係)

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ㊟
連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟

(宛先)寒川町長

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3 年 2 5 年	希望猶予	か月 ただし 年月日 回償還以降
	償還方法	年賦・半年賦・月賦	期 間 等	第 回償還以降
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

(現 行)

第11号様式(第14条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ㊟
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ㊟

寒川町長様

記

貸 付 番 号						
支払免除を申請する違約金の金額					円	
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申 請 日 ま だ の 違 約 金	
		年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

(改正案)

第11号様式(第14条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名 ㊟
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ㊟

(宛先)寒川町長

記

貸 付 番 号						
支払免除を申請する違約金の金額					円	
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申 請 日 ま だ の 違 約 金	
		年 月 期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

(現 行)

第14号様式(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償 還 方 法	年 賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔償還未済額の全部 一部で 円〕				
免除申請理由及び理由 発生年月日又は理由継 続期間					
免 除 申 請 者	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生
	現 住 所				
	本 籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借 受 の 人 相 続 は 人	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生
	現 住 所			借受人と の 続 柄	
	職 業			勤務先及 び所在地	
保 証 人	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生
	現 住 所			借受人との 関 係	
	職 業	勤務先及 び所在地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者 ㊟					
寒川町長様					

(改正案)

第14号様式(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償 還 方 法	年賦・半年 賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円〔償還未済額の全部 一部で 円〕				
免除申請理由及び理由 発生年月日又は理由継 続期間					
免 除 申 請 者	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生
	現 住 所				
	本 籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借 受 の 人 相 続 は 人	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生
	現 住 所			借受人と の 続 柄	
	職 業			勤務先及 び所在地	
保 証 人	フリガナ 氏 名			男・女	年 月 日生
	現 住 所			借受人との 関 係	
	職 業	勤務先及 び所在地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者 ㊟					
(宛先)寒川町長					

(現 行)

第 15 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(改正案)

第 15 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5%の率で違約金がさらに加算されます。

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(現 行)

第 16 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 閣

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなつており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(改正案)

第 16 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

寒川町長 閣

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなつており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として（訴訟において寒川町を代表する者は、寒川町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(現 行)

第17号様式(第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>寒川町長様</p>				

(改正案)

第17号様式(第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>(宛先)寒川町長</p>				